

## 令和6年度里親支援事業業務委託募集要領

### 1 事業目的

里親制度の普及や里親委託を推進するため、里親経験者による講演や説明を行い子どもの福祉への理解を深めるとともに、養育里親等に対する研修を実施することにより養育里親技術の向上を図る。

また、里親の負担を軽減するために里親相互の交流促進を図る。

### 2 実施期間及び委託期間

令和6年4月1日から令和6年11月30日

※里親支援センター開設の状況により、変更の可能性あり

### 3 業務委託に係る仕様

別紙「令和6年度里親支援事業業務委託仕様書」のとおりとする。

### 4 委託先の要件

応募要件は、以下のとおりとする。

- (1) 県内に事業所を有する者であること。
- (2) 本事業の実施について、県からの求めに応じて協議に対応できる体制を整えていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事案があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (7) 主たる事業所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者がいないこと。

## 5 委託料

上限 3, 370 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 6 応募手続き等

### (1) 提出期限

令和 6 年 3 月 22 日（金）午後 5 時まで

### (2) 提出書類

ア 事業計画申込書（第 1 号様式）

イ 事業計画書（第 2 号様式）

ウ 事業費積算書（第 3 号様式）

エ 誓約書及び役員名簿（第 4 号様式）

※ 4(8)について、鹿児島県警察本部に照会するために使用する。

オ 事業実績書（第 5 号様式）

カ 個人情報管理体制について（第 6 号様式）

キ 決算書（間近 2 期分の貸借対照表，損益計算書，収支計算書など）

### (3) 提出部数

6 部（正本 1 部，副本 5 部）

### (4) 提出方法

直接持参又は郵送

郵送の場合は，期限までに必着とし，送付した旨を電話で連絡すること。

なお，天災を除き，輸送中のトラブル等は考慮しない。

### (5) 提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県くらし保健福祉部子ども家庭課児童福祉係

TEL 099-286-2771（直通）

## 7 審査

### (1) 審査方法

提出書類の内容について，審査会を開催し，審査委員による審査を行う。

審査委員は，提出書類の内容を審査する。

### (2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

### (3) 選定結果の通知

審査会の審査結果に基づき，受託候補者を選定し，選定後，速やかに結果を通知する。なお，審査結果についての異議申立ては，一切受け付けない。

## 8 その他留意事項など

- (1) 本募集に応募するための一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 委託費に残額が生じた場合は、返還するものとする。
- (3) 本事業の一部を再委託により実施する場合は、その内容（再委託先・委託料等）を事業計画書等に明記すること。
- (4) 本事業の実施については、令和6年度予算成立を条件としているため、予算成立後に事業の実施を決定する。